

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 関伽流山トンネル(上り線) 補強工事

No.	質問事項	回答
1	「作業日及び交通規制抑制期間」(条件書1/5)に記載されている交通規制抑制期間以外において、「車線規制の設置及び撤去作業における制約」(条件書2/5)を遵守すれば、工期開始直後(令和4年11月)から昼夜連続規制を行う工程や、工期末(令和6年6月)まで昼夜連続規制を行う工程など、全工期いつでも昼夜連続規制ができるものとして工事工程表を作成すれば宜しいでしょうか。	単価表の項目末尾名称に(昼夜)と記載されている項目について、技術提案における施工条件書「作業日及び交通規制抑制期間」及び「車線規制」に記載されている内容を満足する場合は、昼夜連続規制が可能とお考えください。
2	標準工程の中に準備期間(標準工程1/13)と跡片付け・しゅん功準備期間(標準工程13/13)が記載されております。技術提案の工事工程においては、準備期間と跡片付け・しゅん功準備に必要な期間は施工者の判断で決めれば宜しいでしょうか。	工事に必要な準備期間と跡片付け・しゅん功準備に必要な期間は、貴社の施工計画に基づき計上ください。
3	準備期間の中に、広報や他機関との協議など施工者が直接行わないもので見込む必要のある期間があればご教示下さい。	施工者以外が行う広報や他機関との協議等については、「技術提案における標準工程」に示す準備期間に含むものとして想定しています。
4	跡片付け・しゅん功準備に必要な期間を算出する際は、設計変更がないものとして必要な期間を計上すれば宜しいでしょうか。また、設計変更が発生した場合には、設計変更書類の作成や手続きに要する期間の計上は別途協議と考えて宜しいでしょうか。	設計変更が発生した場合の書類の作成や手続きに要する期間については、別途協議の対象とはなりません。